

諮問日：平成30年8月2日（平成30年度（最情）諮問第32号）

答申日：平成31年1月18日（平成30年度（最情）答申第64号）

件名：司法研修所の弁護教官に対する謝金を決定する基準が分かる文書等の一部
開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙1記載の各文書の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、別紙2記載の各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年3月28日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書のうち原判断において不開示とされた記載部分（以下「本件不開示部分」という。）は、支給対象者にとっては事業所得となる金額であり、事業を営む個人の当該事業に関する情報であるから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に規定する不開示情報に相当しない。そして、弁護教官に対する謝金の単価は、裁判所の歳出概算要求書に記載されているから、本件不開示部分は、同条2号イの不開示情報に相当しない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件不開示部分は、①謝金（半月の単価）の金額、②謝金内容の単価、③謝金支給額、④謝金税額、⑤差引支給額である。上記①②については、対象とな

る弁護教官等の人数が非常に少ないことに照らし、すでに開示されている弁護教官等の氏名、各支給月における担当クラス数の情報と、上記②についてはこれらに加えて繁忙期・閑散期の別による謝金区分の情報と、それぞれ照合することにより、特定の弁護教官等に対する各月の謝金の支給額が容易に推知され得る。また、上記③から⑤については、すでに開示されている弁護教官等の氏名と併せて個人識別情報である。

苦情申出人は、謝金は事業所得であり、個人識別情報には相当しないと主張するが、弁護教官に対して支払われる謝金は、弁護教官が弁護士業務を相当程度犠牲にして弁護教官の事務を行うことにより、司法修習生の弁護修習が円滑に進むことに対して国から支払われる謝金である。弁護教官の事務は、司法修習生に対する講義、研究・演習、起案講評等を内容とするものであり、弁護士の業務とはいえない（弁護士法3条1項参照）。また、謝金が事業所得に当たるか否かは、専ら税法上の問題であり、本件に直接関係するものではない。

また、苦情申出人は、概算要求書を挙げて主張するが、本件不開示部分は個人識別情報であるし、概算要求書記載の単価は直ちに弁護教官に対する謝金の支給基準や個々の謝金額に結びつくものではない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------------|
| ① | 平成30年8月2日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月13日 | 苦情申出人から意見書及び資料を收受 |
| ④ | 同年9月20日 | 苦情申出人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ | 同年10月19日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年12月21日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書を見分した結果によれば、本件不開示部分は、①謝金（半月の

単価)の額, ②謝金内容の単価, ③謝金支給額, ④謝金税額, ⑤差引支給額であると認められる。このような記載内容に照らして検討すれば, 上記①及び②については, 対象となる弁護教官等の人数が非常に少ないことに照らし, すでに開示されている弁護教官等の氏名及び各支給月における担当クラス数の情報と, 上記②についてはこれらに加えて繁忙期・閑散期の別による謝金区分の情報と, それぞれ照合することにより, 特定の弁護教官等に対する各月の謝金の支給額が容易に推知され得るものであり, 上記③から⑤については, すでに開示されている弁護教官等の氏名と併せて法5条1号に規定する個人識別情報であるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

苦情申出人は, 本件不開示部分について, 個人識別情報ではなく, 事業を営む個人の当該事業に関する情報である旨を主張する。しかし, 最高裁判所事務総長の上記説明によれば, 弁護教官の事務は, 司法修習生に対する講義, 研究・演習, 起案講評等を内容とするものであり, 弁護士の業務とはいえない。そうすると, 本件不開示部分は, 個人識別情報と認められ, 同条2号に規定する事業を営む個人の当該事業に関する情報とは認められない。

そのほか, 本件不開示部分について, 同条1号ただし書イからハマまでに相当する事情は認められない。

したがって, 本件不開示部分は, 同号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 以上のとおりであるから, 原判断については, 本件不開示部分は法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められるから, 妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委 員 門 口 正 人

別紙 1

- 1 司法研修所の弁護教官に対する謝金の金額を決定する基準が分かる文書（最新版）
- 2 司法研修所の弁護教官に対する謝金の支給調書（第70期導入修習に関する分）

別紙 2

- 1 平成 29 年 4 月 1 日付け司法研修所作成「平成 29 年度の弁護教官等の謝金について」
- 2 平成 29 年 1 月 10 日付け「支給調書」